## ■2022年度 通常枠第1回 オンライン公募説明会 質問に対する回答 < 4月26日実施回>

No.	内 容	回答
1		社会課題が非常に複雑化しているため、活動分野が多岐にわたることは多々あると認識しています。他方で、事業に投入できる資金や人材、実施期間には制約があります。「つまみ食い」的に何となく活動を選んだり実行団体を組み合わせるのではなく、実行団体を選定して、資金分配団体の包括的支援プログラムとして、何を一番達成しようとしているのかを念頭に置き、読み手にわかるように成果の最大化を目指した戦略を事業計画の中で明確にしていただけると良いと思います。手段と目的を明確にし、最終受益者は誰なのか、自分たちは成果として何を達成したいのか、事業目標を明確にして事業を組み立てていただければと思います。
2	自己資金についての質問です。2020年度の通常枠では資金分配団体・実行団体ともに自己資金20パーセントの確保が公募要領でも記載され、申請時の資金計画書作成においても設定されていましたが、2022年度の公募要領および資金計画書ではそれらの記載や自動計算されるような設定がなくなっているようですが、自己資金の取り扱いについてどのように考えるべきか、追加でご説明いただけるとありがたいです。	確かに公募要領で資金分配団体における自己資金の取り扱いについて明記はありません。自己資金につきまして、実行団体における20%確保という点は従来から考え方を変えていませんが、資金分配団体における自己資金の確保のあり方につきましては皆様からも様々なご意見がありました。そのため、一律にこれが必要である・必要でないという整理はつけず、現時点では2021年度の通常枠公募から、団体の特性や資金調達における実状・現状を踏まえて目標値を定めて取り組んでいただきたいという説明をさせていただいております。現在の考え方としては、資金分配団体において20%という数値ありきではなく、定めた目標値に沿って取り組んでいただければということ、またその設定した金額は資金計画書にも記載をいただくことをお願いをしている状況です。公募要領6ページの助成方針にも記載していますので、ご確認ください。
3	実行団体の公募は、例えば連続(毎月)で3回程度などは可能なのでしょうか?	実行団体の公募を複数回に分けて実施する等の団体がありますが、資金分配団体としての最長の事業終了時期が決まっているので、そこまでに実行団体の3ヶ年事業が終わる設定になっていないといけないことを踏まえると、公募時期は十分精査いただく必要があります。これまでの事例では、複数回という場合でも第1期、第2期等、数ヶ月ぐらい空けて実行されるケースが多く、あまり期間を空けて実施することは想定はされていないと思われます。資金分配団体としての事業終了期間、またその期間内に実行団体の事業実施期間が3年間で収まるかという点を考慮いただくこととなります。実際に複数回にわたり実行団体の公募を行うことを検討される場合には、JANPIAに相談をいただくなどお願いします。
4	プログラムオフィサーになるには	JANPIAにおいて「プログラムオフィサー」とは何か、どのような位置づけなのかについて、具体的に資金分配団体の中で実行団体をご支援いただいたり、あるいは、事業のプログラム設計や進捗を見ていく等の役割を担う方ですので、幅広く捉えています。プログラムオフィサーの活動経費および人件費をプログラムオフィサー関連経費と呼んでいますが、この助成を受けるにあたってはJANPIAの実施するPO研修(プログラムオフィサーの略称をPOと呼んでいます。)を受講が前提です。PO研修の受講によって休眠預金事業におけるプログラムオフィサーとしての役割等を網羅的にご理解いただくことができます。
5	PO研修の概要についてお教えください。 (場所・期間・内容等)	資金分配団体として採択に至った場合、直後に資金提供契約締結までについてのオリエンテーションがあり、その後、実行団体の公募に移る前段階で公募前研修を行います。これがプログラムオフィサー向けの研修となり、実際に実行団体の採択に向けた事柄や評価の要素等も研修に含まれています。3 カ年の事業であれば年度ごとにPO研修が実施され、例えば2年度目の研修になれば、採択年度が同じ団体の皆様と一緒に事業の振り返りやディスカッション等を行ったり、事例を相互で紹介し合ったりといった内容になっています。また、専門性のある講師の皆様から様々な休眠預金の伴走支援に関する内容についての座学もあり、プレイクアウトルームのような中で意見交換をしていただくような、大体2日間の研修がメインになっています。初年度は対面でしたが、今はオンラインで開催しています。今年度も引き続きオンラインでの開催を予定しています。なるべく早い段階で日程をご案内して皆様の業務に支障がないように努めています。
6		1名相当を対象としていますので、実際に2人雇用することは可能なのかということとなると、例えば1名分を2名でシェアをして活用いただくことは問題がなく、その場合にはPO研修には2名が参加いただくこととなります。また、助成金の15%を上限に管理的経費として活用できますので、そちらも活用いただき人件費相当額を支出いただく等が考えられます。
7	いただきたいのは、1回の通常枠の公募に関し、複数の公募案件のコンソーシアム構成団体として入ることは可能でしょうか?①制度として可能かどうかと、②推奨され	(コンソーシアムで主に事務面をフォローいただく団体と、事業領域の専門性の高い団体が組むパターンで、1事業だけではなく、いくつかの別な団体さんとの連携で、資金分配団体Aが、B団体と連携して1つの事業、あるいはC団体と連携してもう1つの事業を行う等、それそれぞれ申請が可能なのかという趣旨のご質問として) 何か制約があるわけではございません。例えば、同一の資金分配団体が事業B、事業Cというふうに申請をされるケースもございます。ただ1団体・1グループ、1回の通常枠の申請に当たって2事業までとなります。公募要領16ページの留意点に記載がありますが、「助成事業の区分が異なる場合には合計2事業まで申請できます」となっています。例えば草の根の事業で1事業申請し、ソーシャルの事業で1事業申請することは可能です。
8		外国にルーツを持つ方の国内での就労支援等の事業も実例があります。外国にいらっしゃる方を支援するものではなく、国内に在住される方を 対象とした事業が前提となります。外国籍の方で、日本に来て仕事をされていらっしゃる方が非正規雇用で職を失って新たに就労支援を必要と するケース、あるいは外国人の方が多く居住する地域での様々な孤立孤独対策等の事業を展開している資金分配団体、実行団体もありますの で、そういった事業も対象になるという理解で問題ございません。

## ■2022年度 通常枠第1回 オンライン公募説明会 質問に対する回答 < 5月17日実施回>

■2022年度 延吊行者工団 カンプリンム券配列公 美国に対する国告 NONITIEN			
No.	内 容	回答	
1	の発展は、災害支援枠が良いのでしょうか?或いは地域 が限定されているので、草の根枠でしょうか?復旧復興 は、元に戻すということが前提の言葉ですのでお伺いし	災害支援事業の建付けに関して、先ほど資料を用いて説明がありましたが、基本は発災からその後の流れをシームレスで支援できるような仕組み・仕掛けにしています。組み合わせが可能ということもあり、もちろん復興から切り出して事業をスタートさせることもできますが、発災を起点にした事業設計という、ご指摘をいただいた通り、復興を前提とした部分でもありますし、対象としている領域が地域のいわゆる「活性化」という「より一層発展に繋げるためには」といった事業設計であれば、草の根枠の方が馴染みが良いのかなと思います。 大きな災害が発生した後に、元の形にどうもっていくかに重点を置いたのが生活再建、復旧復興だと考えています。その後、時間的経過とともに経済面の復興の中で、いまの状況をさらに大きく、革新的な形で新しい姿・新しいコミュニティづくりをしていくという発想ならば、例えば草の根活動支援事業があり、イノベーション企画支援事業もあります。あるいはソーシャルビジネスを中心に経済復興を進めていくならば、ソーシャルビジネス形成支援事業もあろうかと思います。基本は、資金分配団体の方々が、その課題をどのように解決しビジョン達成に向けていくかの道筋を描く事業設計にあるかと思います。その辺りは柔軟に対応できますので、ぜひ具体化する過程で個別に相談頂ければと思います。	
2		資金分配団体には申請資格としてしっかりした団体としてのガバナンス・コンプライアンス体制等が必要となり、内閣府が作成している基本方針によれば「指定活用団体に準じた体制が求められている」ことになります。これらを踏まえると、任意団体の形態のままでは、資金分配団体の体制としては充分ではないのかなと考えております。法人格がなければいけないわけではありませんが、現状ではそのような状況であることをお伝えします。 株式会社の申請は可能か?とのご質問ですが、株式会社で実際に資金分配団体を担っている団体はあります。この場合に留意いただきたい点としては、税制上の助成金の取扱等について整理がつけられることが前提になってくるかと思います。この点については個別相談でご相談させていただきながら、良い形で進められるかどうかを確認させていただきたいと思っております。	
3	PO関連経費は年間800万円までとのことですが、期間の 短い初年度についても同様でしょうか。	公募要領で記載しているのは、基本的には年間800万円を基準に、厳密にはなかなか難しいところではありますが、期間の増減に応じて、月割相当、期間相当の分を計上いただくことになっています。(詳細は積算の手引き4ページに記載)	
4	社会問題具体解決に向けた事業設計図や、経歴、地域 ニーズや社会貢献活動に応じた柔軟で専門的コンソーシ アム化等は申請条件必要性として理解出来ましたが、審 査にて運営管理母体自体の規模や実績は重要視されます でしょうか? 専門性のある創業歴の浅い法人は申請可 能なのでしょうか? ご教示お願い申し上げます。	運営管理母体自体の規模や実績については、確認させていただくべき要素と考えていますが、実績が長ければ良いという話ではないとも思います。実際に対応できる状況・体制が整えられているか、あるいは今後整えられていくのか、そういったところをヒアリング等で確認させていただくことになると思います。もちろん実績があることは、事業の実施運営にあたっての安定性をある程度担保できる要素の一つではありますが、それ以外の判断材料もあると思っていますので、実態重視で全体を確認させていただければと考えております。専門性のある創業歴の浅い法人の申請は可能かというご質問につきましては、創業歴の深さ浅さのみでの判断にはなりませんので、申請は可能です。公募要領では選定基準配慮留意事項等に書かれている通り、事業の実効性・フィージビリティは、要素の中のひとつで、包括的に全体を通して外部の審査員に審査していただき、最終的にこの団体のこの事業であれば実現可能性が高い、妥当性が高いといった判断につながって、最終的に評価されます。創業歴が浅い法人だから申請が不可能とか、実績がないから不採択になるといったことは必ずしもありません。	